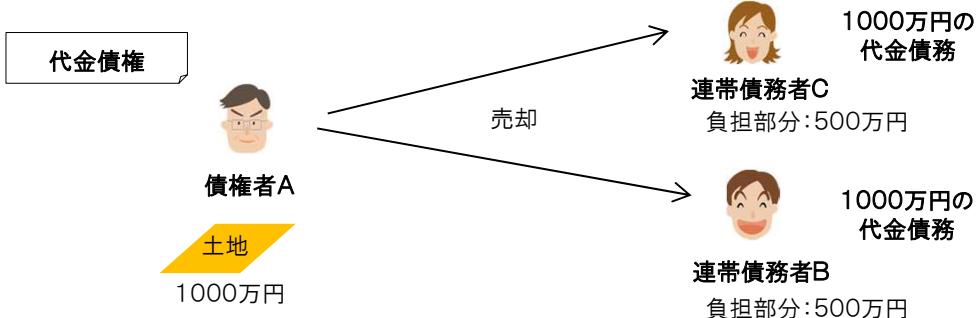


連帯債務とは、数人の債務者が各自独立して同一の債務全部を負うことを言います。

例えば、Aから、BとCが共同して土地を買った場合です。この場合、連帯債務者BもCも1000万円の債務を負っており、Aは、BとCに対して同時に1000万円を弁済するよう請求することができます。また、各自が独立した債務を負うので、AB間の契約が無効となっても、AC間の契約は引き続き有効です(当然に無効とはならない)。



連帯債務

債権者は連帯債務者の「1人または全員」に対して「同時もしくは順番に」、債務の「一部または全部」の履行を請求することができる

■連帯債務者間の負担部分

「連帯債務における負担部分」とは、連帯債務者間で債務を最終的に誰が負担するのかということで、債権者に対しては債務の全部を負担します。つまり、債権者にはこの負担部分は関係ない話で、あくまでも連帯債務者間の内部的な話です。

【対比】「保証人における負担部分(P101)」は、分別の利益という考え方から、普通保証人は債権者に対して、保証人の頭数で割った部分だけの債務を負えよといいます。

連帯債務の絶対効と相対効

P107の語呂合わせ『弁当の惣菜、今度は後悔』と同じ

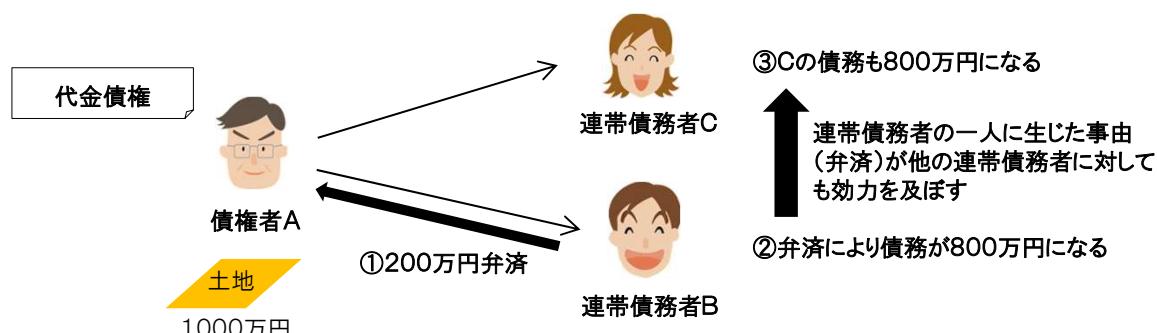
弁済 相殺 混同 更改

	弁済	相殺	混同	更改	請求	時効完成	免除	承認
連帯債務	○	○	○	○	×	×	×	×

○:絶対効 ×:相対効 (ただし、債権者と他の連帯債務者との合意により相対効の事由を絶対効にすることも可能)

①弁済(絶対効)

「連帯債務者Bの債務」「連帯債務者Cの債務」はともに、1000万円です。ここで、連帯債務者Bが200万円を弁済すると、弁済したBは800万円となります。この「弁済」という「事由」により「200万円分の債務が消滅する」という「効力」が生じます。この効力は他の連帯保証人にも「効力」が生じるため、Cの連帯債務も800万円になります。(=絶対効) これは考えてみたら当たり前です。Cの債務が減少しないとなると、その後、Cは1000万円を支払う債務を負い、もし、1000万円を弁済したら、債権者Aは1200万円を受け取ることになります。1000万円の土地を売って1200万円を受け取るのはおかしいです！



②相殺(絶対効)

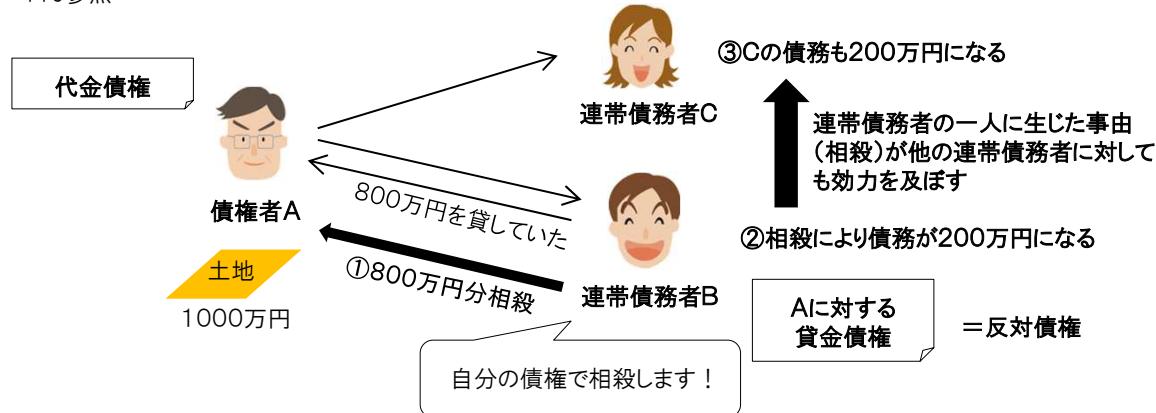
これは、「自らの反対債権をもって相殺する場合」と「他の連帯債務者が有する反対債権をもっている場合」の2パターンを考える必要があります。

■自らの反対債権をもって相殺を援用する場合（前ページの表で○になっている部分＝全額相殺できる）

連帯債務者Bが自ら反対債権を有する場合、「Bが自ら」この反対債権を行使して(使って)相殺することができます。800万円の反対債権で相殺するとBの債務の800万円分が消滅し、200万円となります。また、そのことにより、「相殺」という「事由」が、他の連帯債務者Cにも「800万円分の債務が消滅する」という「効力」が生じ、Cの債務も同様に200万円となります。(B・Cの200万円の連帯債務となる)

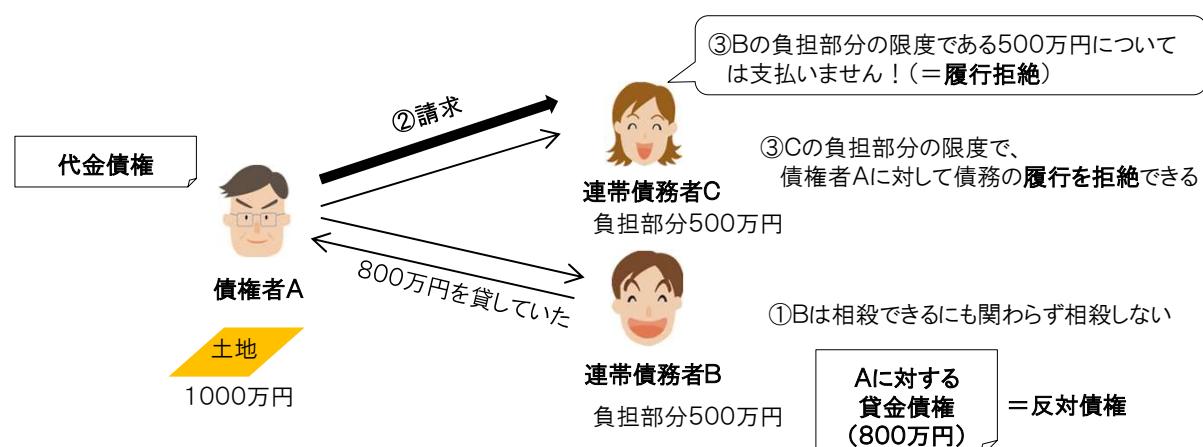
※ この場合、Bは800万円を弁済していることと同じなので、Cに対して負担割合(1:1)に応じて400万円を求償できる:P

116参照



■他の連帯債務者が相殺を援用しない場合

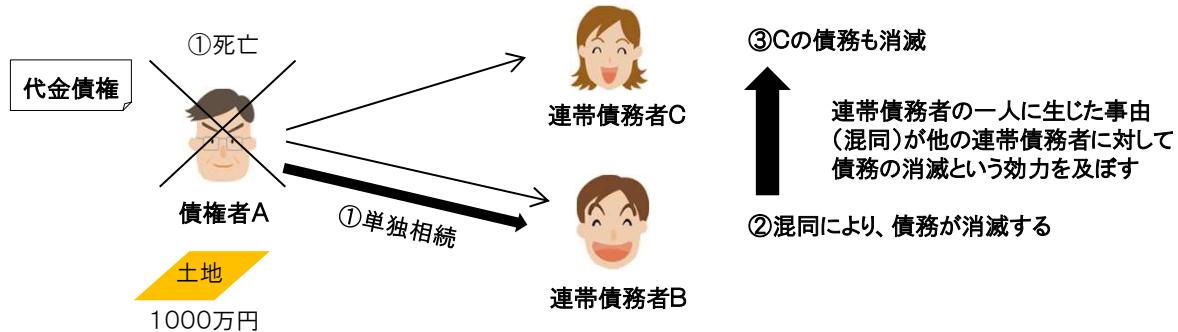
連帯債務者Bが自ら反対債権を有しているにも関わらず援用しない場合、「他の連帯債務者C」はBの反対債権を行使して(使って)相殺(援用)することはできません。しかし、Cは債権者Aから請求されても、連帯債務者Bの負担部分(500万円)を限度として、債務の履行を拒むことができます。つまり、Cは500万円だけ弁済すればよい。



自らの債権で相殺する場合	「全額」について相殺できる …自分の債権だから、自分の判断で相殺できる
他の連帯債務者が相殺を援用しない場合	相殺しない連帯債務者Bの負担部分の限度で、他の連帯債務者Cは、債権者Aに対して債務の履行を拒むことができる。 ※Cは、Bの代わりに相殺を援用することはできない(他人の債権を勝手に使うことはできないということ)

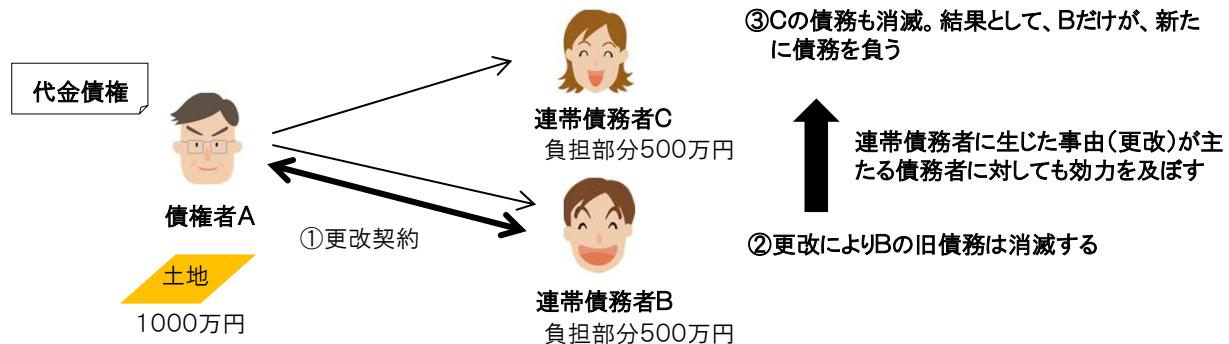
③混同(絶対効)

債権者Aが死亡し、連帯債務者Bが単独相続した場合、連帯債務者Bが債権債務を両方持つことになり、Bが弁済したものとみなされ、Bの債権債務は消滅します。それに伴って、Cの債権債務も消滅します。



④更改(絶対効)

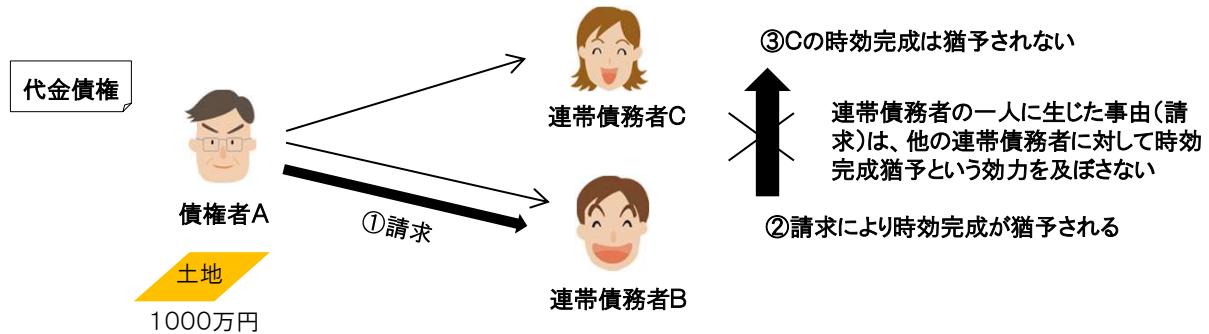
更改とは、新しい契約によって、旧契約を消滅させる行為を言います。AB間の更改契約により旧契約は消滅(旧債務は消滅)し、新しい契約がAB間で締結されます。AB間の旧契約は消滅した(Bの旧債務が消滅した)ことにより、Cの債務も消滅します。結果として、Bの新しい債務のみ残ります。



③請求(相対効)

債権者Aが連帯債務者Bに「請求(裁判上の請求や催告)」をすると、直接請求されたBの時効完成が猶予されます。しかし、他の連帯債務者Cの時効完成は猶予されません。「請求」という「事由」が、他の連帯債務者Cに「時効完成の猶予」という「効力」が生じないということです。

【考え方】他の連帯債務者Cが全く知らない間に、Bが請求されて、Bの消滅時効の完成が猶予され、それに伴って、自動的にCの時効完成が猶予される(時効完成を主張できない)のは、Cにとって酷です。Cとしては、自ら請求を受けていないので、時効により債務が消滅する期待があるので、それを保護するため、時効完成は猶予されず、相対効となっています。

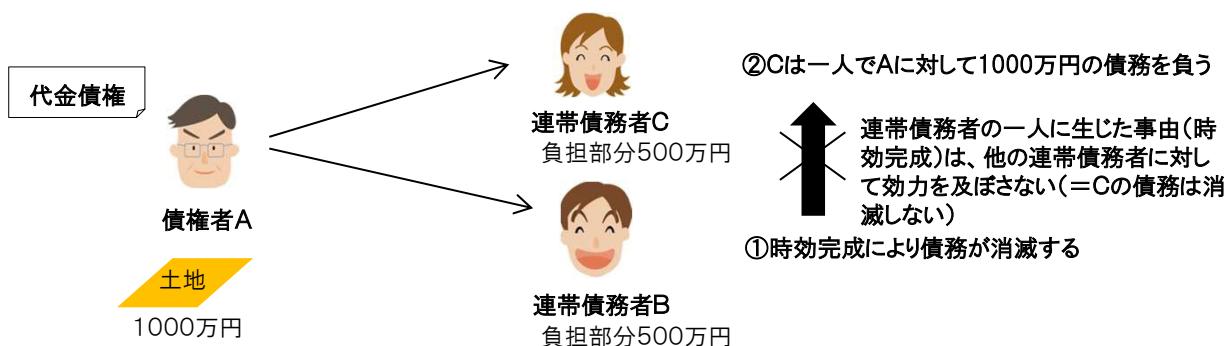


④時効の完成(相対効)

連帯債務者Bの債務が時効完成して消滅すると、Bは債務者ではなくなります。すると、Cは一人で債権者Aに対して1000万円の債務を負うこととなります。もし、その後、CがAに1000万円を弁済した場合、Cは「時効完成した連帯債務者B」に対して「負担部分である500万円は返して！」と求償(請求)することはできます。(BC間での求償権は残る)・Bの時効が完成したとしても、Cに求償されることになるので、Bは、結果的に負担部分の責任は負います。

【なぜ、時効完成が相対効なのか？】

そもそも、連帯債務とは、債務者を複数人存在させることにより債権者をより保護するための制度です。連帯債務者Bについて時効が完成したからと言って、他の連帯債務者Cに対する債権まで負担部分(500万円)について時効となるのは、債権者を保護することと矛盾しています。また、資力のある債務者Cに対しては、請求などを行っているにも関わらず、資力のない債務者Bについては、資力がないため請求(裁判)等もせずに時効となることにより、資力のある債務者Cまで時効の効力が及んでしまうことは債権者Aにとっては酷です。そのため、時効の完成については相対効となっています。

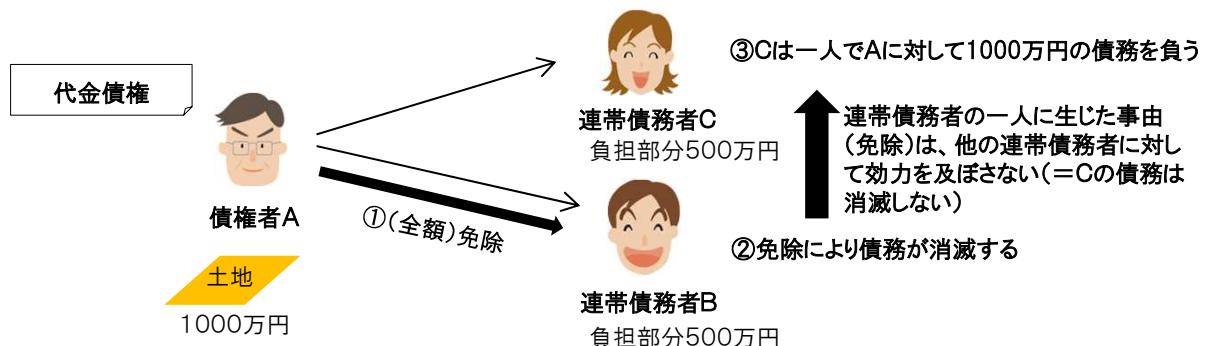


⑤免除(相対効)

債権者Aが連帯債務者Bの債務を免除すると、免除されたBの債務は消滅します。すると、Cは一人で債権者Aに対して1000万円の債務を負うこととなります。もし、Cが1000万円をAに弁済した場合、Cは「免除で債務を免れた連帯債務者B」に対して「負担部分である500万円は返して！」と求償(請求)することはできます。(BC間での求償権は残る)…Bは免除を受けても、Cに求償されることになるので、Bは、結果的に負担部分の責任は負います。

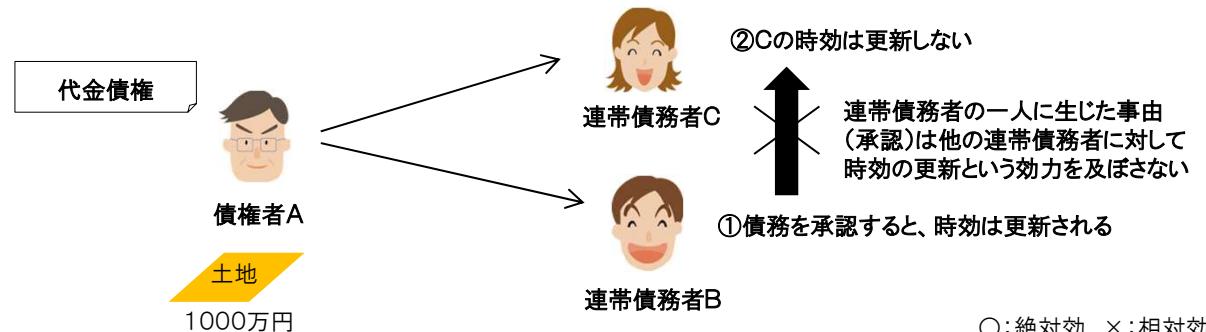
【なぜ、免除が相対効なのか？】

債権者Aが連帯債務者Bを免除する場合、通常、他の連帯債務者Cから全額の履行を得よう(弁済してもらおう)と考えています。したがって、Bを免除したとしても、Cは「Bの負担部分500万円」について債務が消滅するわけではありません。ただし上記でも記載のとおり、Cは弁済をすれば、Bに求償できるので、Cが一方的に不利になるわけではありません。



⑥承認(相対効)

連帯債務者Bが自らの債務を承認すると(1000万円借りていることを認めると)、連帯債務者Bの時効は更新されます。しかし、「承認」という事由は、他の連帯債務者Cには、「時効の更新」という効力は生じません。(=相対効)(P45:⑦債務の承認)つまり、Cの時効期間は、引き続き、進行するので、Cが先に時効完成する可能性が出てきます。



		弁済	相殺	混同	更改	請求	時効完成	免除	承認
連帯債務者1人 に生じた事由		○	○	○	○	×	×	×	×
連帯 保証	主たる債務者に 生じた事由	○	○	○	○	○	○	○	○
	連帯保証人に 生じた事由	○	○	○	○	×	×	×	×

■連帯債務者・連帯保証人に生じた事由で絶対効になるものの語呂合わせ…P107も同様

『弁当の惣菜、今度は後悔』

弁済 相殺 混同 更改 ⇒ 絶対効

連帯保証人・連帯債務者に生じた事由で上記以外は「相対効」となります。